



鳥取県公報

令和6年10月25日（金）
第9640号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出（581）（孤独・孤立対策課）・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（582）（〃）・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の再開の届出（583）（〃）・・・ 3
	鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例に規定する特定種畜（584）（畜産振興課）・・・ 3
	林業種苗法による育種母樹林の指定（585）（森林づくり推進課）・・・ 3
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令（586）（西部総合事務所農林局）・・・ 4
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定（59）・・・ 4
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 （森林づくり推進課）・・・ 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（境港総合技術高等学校）・・・ 5

告 示

鳥取県告示第581号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項又は第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者及び介護予防事業者の主たる事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
日本調剤株式会社	東京都港区芝五丁目33-11	恵仁会薬局	米子市加茂町二丁目219	居宅療養管理指導	令和6年9月9日
〃	〃	日本調剤とりだい薬局	米子市西町36-1	〃	〃
〃	〃	日本調剤博愛前薬局	米子市両三柳1880	〃	〃
〃	〃	日本調剤西町薬局	倉吉市仲ノ町2712-1	〃	〃

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
日本調剤株式会社	東京都港区芝五丁目33-11	恵仁会薬局	米子市加茂町二丁目219	介護予防居宅療養管理指導	令和6年9月9日
〃	〃	日本調剤とりだい薬局	米子市西町36-1	〃	〃
〃	〃	日本調剤博愛前薬局	米子市両三柳1880	〃	〃
〃	〃	日本調剤西町薬局	倉吉市仲ノ町2712-1	〃	〃

鳥取県告示第582号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社エルフィス	米子市両三柳193-3	エルルの24時間ホームヘルパー	米子市両三柳206-1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	令和6年8月31日

鳥取県告示第583号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項及び第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を再開した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	再開年月日
株式会社シニアリビング・スタイル	米子市安倍200-1	こころね訪問看護ステーション東福原	米子市東福原三丁目9-1	訪問看護	令和6年11月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	再開年月日
株式会社シニアリビング・スタイル	米子市安倍200-1	こころね訪問看護ステーション東福原	米子市東福原三丁目9-1	介護予防訪問看護	令和6年11月1日

鳥取県告示第584号

鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例（令和2年鳥取県条例第52号）第2条第2項の規定に基づき、特定種畜を次のとおり告示する。

令和6年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名号	個体を識別する番号	指定の日	備考
美津美咲352	16859-5052-9	令和6年11月1日	検定中

鳥取県告示第585号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定に基づき、育種母樹林を指定するので、同法第5条第1項の規定により告示する。

令和6年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数	面積（ヘクタール）	所有者の住所及び氏名
鳥取 育06-1	令和6年10月25日	育種母樹林	スギ（特定母樹）	倉吉市大谷茶屋字井座原883-125外	268本	0.08	東京都北区王子一丁目4-1

							日本製紙株式会社
鳥取 育 06-2	〃	〃	ヒノキ（特定 母樹）	〃	52本	0.02	〃

鳥取県告示第586号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月25日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

1 区域及び期間

(1) 区域

米子市、境港市及び西伯郡日吉津村の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

令和6年11月14日から令和7年3月14日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、西部総合事務所農林局並びに関係市役所及び日吉津村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第59号**

南部町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年10月25日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

施設の名称	所在地
南さいはく交流拠点施設	西伯郡南部町能竹394-2

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 所在が不明な者が所有し、又は登記した権利を有する保安林の所在場所

鳥取市鹿野町鷲峯字會下谷96の3、96の5、96の45、96の46、字這谷602の12、字大谷1685の7、1685の8、字猪谷1692の3、字大ナル口1716の1、1717、字森谷大ナル若林1744の9、1744の20、1744の22、1744の37、1744の85、1744の87、鹿野町河内字下南谷3949の2、3949の4、字外尾谷上平4000の2、4001、字釜ノ谷4017の2、4017の6、4017の7、4018、字小谷山4047の1、字尾山4064、字谷中東平4271の2、4271の8、4271の12、字鋤畑ケ4375の2、字妙見谷4413の4、字小ナル4424、字菅原頭4438の1、字メタチ4440、字メダチ山4442の1、八頭郡八頭町麻生字小池549、549の1、549の2、551、552

2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

3 通知の要旨

1に掲げる土地について、令和6年9月20日付鳥取県告示第540号（保安林の指定施業要件の変更予定について）のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

4 通知の掲示場所 鳥取市役所及び八頭町役場

5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年10月25日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 新 田 真 也

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県海洋練習船「若鳥丸」（516トン）一般修繕 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年2月14日まで

(4) 履行場所

落札者が所有し、又は借り受けているドライドック（乾船渠）

(5) 入札方法

入札は、紙により行うものであること。また、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額（消費税不課税、非課税のものを除く。）とする。併せて課税事業者にあつては、内訳として消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の船舶部品及び修理に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年10月31日（木）正午までに、原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 造船法（昭和25年法律第129号）第2条第1項の規定による国土交通大臣の許可を受けている者であること。
- (6) 本件公告に示した業務を業務期間内に確実に履行できる者であること。
- (7) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (8) 平成26年4月1日から入札参加資格に適合することを証明する書類の提出時点までに、国又は地方公共団体が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数500トン以上の船舶を対象としたこの公告に示した業務と同様の業務について、国又は地方公共団体と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立境港総合技術高等学校

4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先
〒684-0043 境港市竹内町925
鳥取県立境港総合技術高等学校
電話 0859-45-0411
電子メール sakaisogo-h@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431
- (3) 入札説明書等の交付方法
令和6年10月25日（金）から同年11月14日（木）までの間にインターネットの鳥取県立境港総合技術高等学校ホームページ（<http://www.torikyo.ed.jp/sakaisogo-h/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。
 - ア 交付期間及び交付時間
令和6年10月25日（金）から同年11月14日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。ただし、交付期間最終日は、正午までとする。
 - イ 交付場所
(1)に同じ。
- (4) 入札説明会の日時及び場所
令和6年11月29日（金）午前10時から(1)の場所で行う。
- (5) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律

(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年12月10日(火)午前10時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月9日(月)午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、件名及び入札者名を記載した上で密封して提出しなければならない。郵便等による場合で再度入札を希望する場合は、「入札書第1回」、「入札書第2回」又は「入札書第3回」と明記した封筒に、「第1回」、「第2回」又は「第3回」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に令和6年11月14日(木)正午までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and repair of the training vessel Wakatorimaru (Tonnage: 516 Gross Register Tonnage) , 1 set
- (2) November 14, 2024 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) December 10, 2024 10:00 AM : Time-limit for submission of tenders
(December 9, 2024 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice :Tottori Prefectural Sakaiminato Comprehensive Technical High School 925 Takenouchi-cho, Sakaiminato-shi, Tottori 684-0043, Japan TEL : 0859-45-0411